令和4年度

第1回阿波市地域公共交通活性化協議会

資 料

協議事項

- 1. 令和3年度事業報告及び決算報告について
- 2. 令和4年度事業計画(案)及び予算(案)について
- 3. 規約の変更について
- 4. 阿波市地域公共交通計画(仮称)の策定について
- 5. その他

阿波市地域公共交通活性化協議会委員名簿

番号	団 体 名	役職	氏 名	備考
1	徳島大学大学院	教授	奥嶋 政嗣	会 長
2	徳島バス(株) 企画管理部	副部長	東孝行	
3	(有)土柱タクシー	代表取締役	米倉 範行	
4	八幡交通(有)	代表取締役	松村 利明	
5	徳島バス労働組合	執行委員長	松本 忠宏	
6	四国運輸局徳島運輸支局 総務・企画観光担当	首席運輸企画専門官	賀出 晴美	
7	四国運輸局徳島運輸支局 輸送・監査部門	首席運輸企画専門官	山本 美恵子	
8	徳島県 県土整備部 次世代交通課	課長補佐	宮島 崇	
9	徳島県東部県土整備局 (吉野川)	副局長	森野 克也	
10	阿波吉野川警察署	交通課長	齋藤 香郎	
11	阿波市社会福祉協議会	事務局長	大村 久美子	
12	阿波市老人クラブ連合会	会長	田村 二男	
13	阿波市婦人団体連合会	会長	原田道代	
14	阿波市商工会	会長	児玉 敬二	監事
15	阿波市交通安全協会	会長	福井 榮八	監事
16	阿波市議会	議長	笠井 一司	
17	阿波市議会 総務常任委員会	委員長	武澤 豪	
18	阿波市	副市長	町田 寿人	副会長

1. 令和3年度事業報告及び決算報告について

- (1) 令和3年度事業報告について
 - ① 協議会開催状況

開催日	回 数		協	議	事	項			
		(1)	(1) 令和2年度事業報告及び決算報告について						
書面開催	第1回	(2)	令和3年度	[事業計画(案	(を) 及び予算	(案) について			
		(3)	「あわめく	"り」の乗降場	所の変更の取	対扱いについて			
		(1)	阿波市地域	な共交通の現	状について				
令和3年9月22日	第2回	(2)	(2)乗降場所の追加について						
		(3)	その他						
書面開催	第3回	(1)	「あわめく	゛り」の運行状	況について				
音叫用惟		(2)	「あわめく	゛り」乗降場所	fの追加につい	って			

② 委託業務

- ア 阿波市デマンド型乗合交通予約センター運営業務
 - a 業務箇所 阿波市市場町興崎 市場老人福祉センター
 - b 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
 - c 契約金額 ¥7,752,800%
 - d 契約日 令和3年4月1日
 - e 契約者 社会福祉法人 阿波市社会福祉協議会(阿波市市場町興崎字北分60)
- イ 阿波市デマンド型乗合交通運行業務

(その1)

- a 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- b 契約金額 ¥11,000,000%
- c 契約日 令和3年4月1日
- d 契約者 八幡交通有限会社(阿波市市場町切幡字池ノ本200-5) (その2)
- a 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- b 契約金額 ¥9,834,000%
- c 契約日 令和3年4月1日
- d 契約者 有限会社土柱タクシー(阿波市阿波町南整理144-2)
- ③ 広報事業

ア 阿波市デマンド型乗合交通利用案内チラシの作成、配布

④ 阿波市デマンド型乗合交通利用状況 (令和4年3月31日現在) ア 利用登録者数 2,015人

a 町別登録者数 (単位:人) 吉野町 | 土成町 | 市場町 | 阿波町 297 394 696 628

(単位:人) b 年代別登録者数

~10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代~
100	40	12	36	81	122	549	900	175

イ 運行予約数 a 年代·男女別予約数

11,291件 (単位:件)

年代 男性 女性 計 ~10代 207 430 637 20代 1 40 41 30代 0 98 98 40代 99 42 141 50代 282 115 397 60代 654 288 366 70代 531 2,915 2,384 80代 1, 153 4,573 5,726 90代~ 246 436 682 11, 291 計 2,640 8,651

b 曜日・乗車時間帯別予約数

(単位:件)

時間帯/曜日	月	火	水	木	金	計
7時台	69	72	88	108	100	437
8時台	112	81	129	95	126	543
9時台	331	413	302	352	441	1,839
10時台	266	326	259	273	305	1, 429
11時台	236	274	224	227	263	1, 224
12時台	227	300	191	264	252	1, 234
13時台	176	195	137	186	200	894
14時台	205	275	187	254	259	1, 180
15時台	203	195	158	200	233	989
16時台	177	218	140	197	188	920
17時台	69	100	51	78	88	386
18時台	35	60	27	48	46	216
計	2, 106	2, 509	1,893	2, 282	2, 501	11, 291

ウ 乗車人数 11,291人

工 運行日数

242目

才 1日平均利用者数 46.6人

カ 乗降場所の状況

a 乗車利用(上位3件)

/ \	<u> </u>	
	乗車場所	利用数
1	吉野川医療センター	852件
2	阿波病院	399件
3	マルナカ柿原店	355件

b 降車利用(上位3件)

	降車場所	利用数
1	吉野川医療センター	1,072件
2	阿波病院	451件
3	大野病院	382件

キ 月別利用状況の推移

a 令和元年度

(単位:人、日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
乗車人数	316	391	450	591	528	635	669	697	743	705	650	683	7, 058
1日平均	15.8	20. 5	22. 5	26.8	25. 1	33. 4	31.8	34.8	37. 1	37. 1	36. 1	32. 5	29. 4
運行日数	20	19	20	22	21	19	21	20	20	19	18	21	240

b 令和2年度

(単位:人、日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
乗車人数	642	535	784	791	755	721	831	768	819	710	746	1,021	9, 123
1日平均	30. 5	29. 7	35. 6	37. 6	37. 7	36. 0	37. 7	40.4	40.9	37. 3	41.4	44. 3	37. 5
運行日数	21	18	22	21	20	20	22	19	20	19	18	23	243

b 令和3年度

(単位:人、日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
乗車人数	910	784	1,001	919	865	961	1,021	930	998	916	845	1, 141	11, 291
1日平均	43. 3	43. 5	45. 5	45. 9	41. 1	48.0	48.6	46. 5	49.9	48. 2	46. 9	51.8	46. 6
運行日数	21	18	22	20	21	20	21	20	20	19	18	22	242

ク 年度別利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
乗車人数	7,058人	9,123人	11,291人
運行日数	240日	243日	242日
1日平均	29.4人	37.5人	46.6人
運行予約数	6,827件	9,117件	11, 291件

ケ 運行予約の状況 a <u>年代別予約数</u>

年代	令和2年度	令和3年度	令和3年度 構成比率
~10代	313件	637件	5. 64%
20代	5件	41件	0. 36%
30代	4件	98件	0.87%
40代	138件	141件	1. 25%
50代	431件	397件	3. 52%
60代	283件	654件	5. 79%
70代	2,890件	2,915件	25. 82%
80代	4,664件	5,726件	50. 71%
90代~	389件	682件	6. 04%
計	9,117件	11,291件	

b 乗車時間帯別予約数

	1 /1.1 2/2		
時間帯/曜日	令和2年度	令和3年度	令和3年度 構成比率
7時台	150件	437件	3. 9%
8時台		543件	4.8%
9時台	1,909件	1,839件	16. 3%
10時台	1,517件	1,429件	12. 7%
11時台	1,128件	1,224件	10.8%
12時台	840件	1,234件	10. 9%
13時台	870件	894件	7. 9%
14時台	844件	1,181件	10. 5%
15時台	754件	989件	8.8%
16時台	648件	919件	8. 1%
17時台	300件	386件	3.4%
18時台	157件	216件	1. 9%
計	9,117件	11,291件	

c 曜日別予約数

時間帯/曜日	令和2年度	令和3年度	令和 3 年度 構成比率
月曜日	1,702件	2,106件	18. 7%
火曜日	2,018件	2,509件	22.2%
水曜日	1,783件	1,893件	16.8%
木曜日	1,786件	2,282件	20. 2%
金曜日	1,828件	2,501件	22.2%
計	9,117件	11,291件	

(2) 令和3年度決算報告について

歳入 (単位:円)

款	項	目	予算額 (a)	決算額 (b)	比較 (b)-(a)	摘 要
1負担金	1負担金	1負担金	25, 836, 000	25, 836, 000	0	阿波市負担金
2補助金	1補助金	1補助金	0	0	0	
3繰越金	1繰越金	1繰越金	3, 688, 573	3, 688, 573	0	
4諸収入	1諸収入	1諸収入	2, 875, 427	3, 446, 159	570, 732	運賃収入、利息
	合 計	•	32, 400, 000	32, 970, 732	570, 732	

歳出 (単位:円)

款	項	目	予算額 (a)	決算額 (b)	比較 (b)-(a)	摘 要
1 運営費	1会議費	1会議費	0	0	0	
	2事務費	1事務費	1, 400, 000	55, 115	△ 1, 344, 885	事務用品購入等
2事業費	1事業費	1事業費	30, 000, 000	28, 746, 761	△ 1, 253, 239	委託費
3予備費	1予備費	1予備費	1, 000, 000	0	△ 1,000,000	
	合 計		32, 400, 000	28, 801, 876	△ 3, 598, 124	

歳入合計 32,970,732 円 歳出合計 28,801,876 円

差引残額 4,168,856 円 (次年度へ繰越)

令和3年度会計監查報告書

阿波市地域公共交通活性化協議会規約第6条の規定により、令和3年度阿波市 地域公共交通活性化協議会会計を監査した結果、歳入及び歳出に関する帳簿並びに 証拠書類等は、いずれも適正に処理されていることを報告します。

令和 化年 化月 亿日

監事炮王敬二

阿波市地域公共交通活性化協議会

奥嶋

政嗣

様

会 長

2. 令和4年度事業計画(案)及び予算(案)について

- (1) 令和4年度事業計画(案) について
 - ① 委託業務
 - ア 阿波市デマンド型乗合交通運行業務(4台)
 - イ 阿波市デマンド型乗合交通予約センター運営業務
 - ② 広報事業

ア 利用促進活動

- ③ 阿波市地域公共交通計画策定業務 ア 阿波市地域公共交通計画(仮称)策定業務
- (2) 令和4年度予算(案) について

歳入 (単位:円)

款	項	目	前年度 予算額 (a)	本年度 予算額 (b)	比較 (b)-(a)	摘 要
1負担金	1負担金	1 負担金	25, 836, 000	29, 747, 000	3, 911, 000	阿波市負担金
2補助金	1補助金	1補助金	0	1, 162, 700	1, 162, 700	国費(計画策定補助金)
3繰越金	1繰越金	1繰越金	3, 688, 573	4, 168, 856	480, 283	前年度繰越金
4諸収入	1諸収入	1諸収入	2, 875, 427	3, 421, 444	546, 017	運賃収入、利息
É	· 言	+	32, 400, 000	38, 500, 000	6, 100, 000	

歳出 (単位:円)

款	項	I	前年度 予算額 (a)	本年度 予算額 (b)	比較 (b)-(a)	摘 要
1 運営費	1会議費	1会議費	0	0	0	
1 建西須	2事務費	1事務費	1, 400, 000	1, 400, 000	0	PRチラシ等
2事業費	1事業費	1事業費	30, 000, 000	36, 100, 000	6, 100, 000	委託費等
3予備費	1 予備費	1 予備費	1,000,000	1,000,000	0	
<u></u> {	言	+	32, 400, 000	38, 500, 000	6, 100, 000	

3. 阿波市地域公共交通活性化協議会規約の変更の変更について

阿波市地域公共交通活性化協議会 規約 新旧対照表

- (3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者者 者その他市長が必要と認める者 2 協議会に次の役員を置く。

- $\begin{pmatrix} 2 \\ 2 \\ 0 \end{pmatrix}$
- 相互に兼ねることができない。 (お菓子) (大学の役員を置く。 1) 会長1人 2) 副会長1人 3) 監事2人 会長又は副会長及び監事は、本

委員が欠けたときの (委員の任期) 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 \mathcal{O}

ことができる。 委員は、再任される

(役員の選任及び職務) 16条 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)において 1員の互選により定める。 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員の中から会長 第委23

が指名する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議) 第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱 第7後、最初に開催される会議は、市長が招集する。 後、最初に開催される会議は、市長が招集する。 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことが 2 できない。ただし、会長が必要と認めるときは、会議の開催に代え できて、書面により議事に対する委員の可否を求めることができる。 て、3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させ 3 ることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報 るこ告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席と 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のとき 4 は議長の決するところによる。第2項ただし書の規定により、書面 は講

(3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、者その他市長が必要と認める者 2 協議会に次の役員を置く。 (1) 会長1人 (2) 副会長1人 (3) 監事2人 3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができる。

- 相互に兼ねることができない。

が欠けたときの (委員の任期) 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする 2 委員は、再任されることができる。

(役員の選任及び職務) 第6条 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)において 委員の互選により定める。 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。 注 3 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員の中から会長 が指名する。 3 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 けたときは、その職務を代理する。 はたときは、その職務を代理する。 おおとさは、おの職務を代理する。 はたとさは、もの職務を代理する。

第7条、会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後、最初に開催される会議は、市長が招集する。 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、会長が必要と認めるときは、会議の開催に代えて、書面により議事に対する委員の可否を求めることができる。 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席と

出席した委員の過半数で決し、可否同数のとき ろによる。第2項ただし書の規定により、書面 みなす。 4 会議の議事は、H は議長の決するところ

- 9-

きは、会議に委員以外の者の 、又は資料の提出を求めるこ ついては、非公開で行うものとする。 6 協議会は、必要があると認めるとき1 出席を求め、説明若しくは意見を聴き、1 とができる。

協議会の承認を経なければなら (協議会の承認事項) 等8条 次に掲げる重要な事項は、 第8条 ない。

- $(1) \\ (2) \\ (4) \\ (4)$
- 協議会の予算及び決算に関すること。 規約の制定及び改廃に関すること。 第3条に規定する事項に関すること。 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

協議会の構成 (協議結果の取扱い) 第9条 協議会において協議が整った事項について、 員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(幹事会) 第10条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整 をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

第3条に規定する事項について専門的な調査 必要に応じ分科会を置くことができる。 (分科会) 第11条 協議会は、 又は検討を行うため、

° × (事務局) 第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、阿波市企画総務部企画総務課に置く。 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもっ、

会長が別に定める。 事務局に関し必要な事項は、 充 4

21 11 により議事に対する委員の可否を求めた場合も同様とする。 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。 ちこく 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めるこ

611 とができる。

協議会の承認を経なければなら (協議会の承認事項) 第8条 次に掲げる重要な事項は、 ない。

- (1)
- $\begin{pmatrix} 2\\3 \end{pmatrix}$
- 協議会の予算及び決算に関すること。 規約の制定及び改廃に関すること。 第3条に規定する事項に関すること。 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項 (4)

協議会の構成 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整 、必要に応じ幹事会を置くことができる。 (協議結果の取扱い) 第9条 協議会において協議が整った事項について、 員はその協議の結果を尊重しなければならない。 (幹事会) 第10条 複 をするため、

第3条に規定する事項について専門的な調査 必要に応じ分科会を置くことができる。 (分科会) 第11条 協議会は、 又は検討を行うため、

冷電 (事務局) 第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を情 2 事務局は、阿波市企画総務部企画総務課に置く。 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者を

4 ر ش

会長が別に定める し必要な事項は、 局に関

(経費の負担) 第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の 収入をもって充てる。	(経費の負担) 第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の 収入をもって充てる。
(財務に関する事項) 第14条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が 別に定める。	(財務に関する事項) 第14条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が 別に定める。
(事務の委任) 第15条 協議会は、第3条に定める所掌事項に係る契約その他の 財務に関する事務の一部を阿波市に委任できるものとする。	(事務の委任) 第15条 協議会は、第3条に定める所掌事項に係る契約その他の 財務に関する事務の一部を阿波市に委任できるものとする。
(協議会が解散した場合の措置) 第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日 をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。	(協議会が解散した場合の措置) 第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。
(その他) 第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要 (な事項は、会長が会議に諮って定める。	(その他) 第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要 な事項は、会長が会議に諮って定める。
	附 則 1 この規約は、平成29年2月20日から施行する。 2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第5条の規定にかか わらず、平成30年7月31日までとする。
	附 則 1 この規約は、令和4年5月1日から施行する。

4. 阿波市地域公共交通計画(仮称)の策定について

1 目的

地域公共交通計画は、地域交通に関するマスタープランとなる計画であり、「地域公 共交通の活性化及び再生に関する法律」において、地方公共団体には、地域公共交通計 画を作成することが求められている。(努力目標)

地域公共交通計画は、従来の計画に対し対象や内容、位置づけ、実効性確保のそれぞれの面で拡充させ、新たな計画とすることで、地域交通に関する各種の取組を更に促進していくことを目的としている。

- 2 現行の「阿波市地域公共交通網形成計画」について
- (1) 基本方針
 - ①交通弱者をはじめ、市民誰もが安心して利用できる日常生活を支援する公共交通
 - ②市民ニーズへの対応や公共交通空白地域の改善に資する、新たな交通モードの導 入による効率的な公共交通
 - ③地域住民や関係者との協働により、維持存続し続ける公共交通
- (2) 主な取り組み施策について
 - ① 新たな交通モード(阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐり)の導入・運行 阿波市デマンド型乗合交通は、公共交通空白地域の解消と市民の移動ニーズに対応 するため、平成31年4月から令和3年3月までの実証実験運行を経た後、運行便数や割引対象の拡大等を行い、令和3年4月より本格運行に移行している。

令和3年度のあわめぐりの年間延べ利用者数は年間延べ利用者数10,000人を超え、 導入当初の目標年間としていた延べ利用者数10,000人を達成した。

3 阿波市地域公共交通計画(仮称)の方針について(案)

「あわめぐり」の乗車人数が年々増加していることにともない、予約成立率が低下することが予測される。今後においても「あわめぐり」を「市民誰もが安心して利用できる持続可能な公共交通」として維持するために、現在の課題を把握し、課題対応策を検討する。

阿波市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 阿波市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、阿波市市場町切幡字古田 201 番地1 阿波市役所内に置く。 (所掌事項)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 形成計画の作成及び変更の協議に関すること。
 - (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
 - (3) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
 - (4) 形成計画の評価に関すること。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

- 第4条 協議会の委員は25人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 形成計画を作成しようとする地方公共団体を代表する者
 - (2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
 - (3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市長が必要と認める者
- 2 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会長1人
 - (2) 副会長1人
 - (3) 監事2人
- 3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(役員の選任及び職務)

- 第6条 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)において委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員の中から会長が指名する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。 (会議)
- 第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後、最初に開催される会議 は、市長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、会長が必要と認めるときは、会議の開催に代えて、書面により議事に対する委員の可否を求めることができる。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、 あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもっ て当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。第2項ただし書の規定により、書面により議事に対する委員の可否を求めた場合も同様とする。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しく は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の承認事項)

- 第8条 次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。
 - (1) 協議会の予算及び決算に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 第3条に規定する事項に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を 尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ 幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、阿波市企画総務部企画総務課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (経費の負担)
- 第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。 (財務に関する事項)
- 第14条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (事務の委任)
- 第15条 協議会は、第3条に定める所掌事項に係る契約その他の財務に関する事務の一部を阿波市に委任できるものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に 諮って定める。

附則

- 1 この規約は、平成29年2月20日から施行する。
- 2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成30年7月 31日までとする。